

内部統制システムの基本方針について

平成20年5月28日
株式会社 原 弘 産
代表取締役社長 原 將昭

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

I. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス、リスク管理の全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- (2) 「企業倫理基準」を制定し、且つ「企業倫理基準ハンドブック」を取締役・使用人に配付し、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (3) 取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
- (4) 業務検査室は、同委員会と連携してコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取り締役会及び監査役会に報告される体制を構築する。
- (5) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
- (6) 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社「文書規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、代表取締役社長に直属する部署として業務検査室を設置し、定期的に業務検査実施項目及び実施方法を検証し、検査実施項目に遺漏のないよう確認し、必要が

あれば検査方法の改定を行う。

- (2) 業務検査室の検査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
- (3) 業務検査室の業務を円滑にするために、「リスク管理規程」、関連する個別規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を行うとともに、損失の危険を発見した場合は直ちに業務検査室に報告する。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は経営理念を機軸に年度計画及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行う。
- (2) 取締役会規則により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

V. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 原弘産グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法、その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- (2) 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、コンプライアンス・リスク管理委員会は当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- (3) 当社取締役及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (4) 当社の業務検査室は、当社及びグループ各社の内部検査を実施または統括し、原弘産グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務検査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。
- (5) 監査役は、原弘産グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び業務検査室との緊密な連携等の確な体制を構築する。
- (6) 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正

を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、業務検査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、業務検査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

VII. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。
 - ①内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - ②リスク管理の状況
 - ③コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
 - ④会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ⑤取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - ⑥その他上記①～⑤に準じる事項

VIII. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
- (2) 監査役が監査の実施にあたり、独自に顧問弁護士を雇用し、または必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

以 上

平成 18 年 5 月 13 日 策定

平成 20 年 5 月 28 日 変更